

令和6年度山形市障がい福祉サービス事業所等光熱費等支援給付金Q&A

No.	項目	質問	回答
1	交付対象	法人本部が山形市にないと対象とならないのか。	法人本部の所在地は問いません。事業所等の所在地が山形市内にあることが条件となっております。
2	交付対象	同じ所在地で、複数の異なるサービスを実施している場合はそれぞれ申請して良いか。	対象のサービス種別であれば、いずれも対象として申請可能です。ただし、児童発達支援と放課後等デイサービスを同一所在地で行う多機能型事業所で、定員を併せて〇名としている場合は、どちらか一つのサービスで申請してください。
3	交付対象	令和6年度の途中から新規指定された事業所は、対象となるのか。	指定された月から月単位で対象となります。
4	交付対象	休止している事業所は、対象になるか。	交付申請時点で廃止していなければ、対象になります。ただし、休止している期間は対象外となります。
5	交付対象	廃止予定の事業所は、対象になるか。	交付決定日までに廃止が予定されている場合は対象外となります。交付決定日は申請日から概ね1ヶ月～1ヶ月半（提出内容に誤りが無い場合）を見込んでください。
6	月数	該当月数とはどういうものをいうのか。	令和6年4月～令和7年3月において、障がい福祉サービス等の事業を休止した月を除いた月数です。
7	月数	数日間営業を休止した月があるが、月数はどう申請すればよいか。	休止は月単位で算定します。休止が1月以上なければ、開業していたものとみなしてください。1日でも開業していればその月は開業していたものとみなします。
8	定員	定員とは、どれを指すのか。	運営規程に記載している定員となります。令和6年度途中に定員の変更があった場合は、月ごとにその定員に応じた員数で申請してください。
9	定員	児童発達支援と放課後等デイサービスを提供しているが、その時の定員数はどのように記入すべきか。	児童発達支援と放課後等デイサービスの両方の指定を受けており、一体的に事業を行っている多機能型事業所は、一日の定員数を上限としてください。 例1）児童発達支援10名、放課後等デイサービス10名、1日20名の場合はサービス種別毎に記入してください。 例2）児童発達支援と放課後等デイサービス併せて1日10名の場合は10名となります。様式の関係上、児童発達支援又は放課後等デイサービスのいずれかにまとめて1日の定員数を入力してください。 例3）放課後等デイサービスを月曜日～金曜日に定員10人、児童発達支援を土曜日に定員10人として運営する多機能型事業所の場合、申請するサービスの種類は放課後等デイサービス、定員は10名として取り扱います。
10	光熱費	光熱費支援の対象事業所等はどこか。	入所系事業所等、通所系事業所及び訪問系・相談系事業所等になります
11	食材費	食材費支援の対象事業所等は。	利用者に食事の提供を行っている、入所系・通所系事業所等になります。訪問系・相談系事業所は対象外です。
12	食材費	通所系で、食事の提供をしていないが申請できるか。	食事の提供をしていない事業所等は、対象外となります。
13	食材費	利用者の食費を値上げしたが、申請できるのか。	今回の給付金はあくまで事業者支援となりますので、食事の提供を行っている入所系・通所系の事業所等であれば申請できます。
14	車両燃料費	入所系サービス事業所等での車両は、支援給付金の対象とならないのか。	対象外となっております。
15	車両燃料費	通勤用の自家用車は対象になるか。	利用者の送迎等に使用する車両を想定しています。通勤用の自家用車は対象外ですが、業務にも自家用車を使用している等の場合は対象として構いません。
16	車両燃料費	通所系事業所及び訪問系・相談系事業所又は介護保険サービスで共用している車両はどうなるのか。	複数のサービス（介護保険サービス含む）で車両を共有している場合は、いずれかのサービスにまとめて申請してください。同じ車両を複数のサービスで申請することはできません。
17	車両燃料費	入所系事業所等と通所系事業所で車両を共用している場合はどうなるのか。	入所系事業所等は対象外となりますので、共有している場合は、入所系事業所等以外で申請してください。

令和 6 年度山形市障がい福祉サービス事業所等光熱費等支援給付金Q & A

No.	項目	質問	回答
18	車両燃料費	通所系事業所で 4 台以上使用しているが、申請対象にならないのか。	通所系事業所は 4 台が上限となっておりますので、それ以上は対象外となります。 (訪問系・相談系事業所等は 8 台が上限)
19	申請	受付はいつからいつまでか。申請方法は。	初回締切は令和 7 年 3 月 5 日(水)、最終締切は令和 7 年 5 月 3 0 日(金)となります。 ※申請順に審査・決定し、お振込します。
20	申請	メールでの提出はできないのか。	メールでの提出も可能です。口座情報や通帳の写しを添付してもらう必要がありますので、セキュリティ対策のため郵送か窓口での提出を推奨します。メールで提出する場合は、誤送信のないようご注意ください。
21	申請	介護の事業所も運営しているが、併せて申請して良いか。	申請書が異なりますので、同じ法人でも障がい分と介護分を分けて申請してください。
22	申請	国・県・市町村の他の給付金や補助金を受け取る予定だが、申請できるのか。	それぞれの給付金・補助金の支給要件で、本支援給付金との併給を禁じていなければ、重複して申請することが可能です。
23	申請	電気代等の領収書等の提出は必要か。	市への提出は不要です。
24	振込	支援給付金の振込口座はどの口座を指定すれば良いか。	法人名の口座です。
25	振込	振込先を事業所ごとに分けたい。	申し訳ございませんが、振込先を分けて対応することはできません。申請者(法人)口座は、法人名の口座(1法人 1 口座)で申請してください。
26	振込	申請後、指定口座へ振込みされるまでどのくらいの期間がかかるか。	順次処理を行ってまいります。申請受付日から概ね 1 ヶ月～1 ヶ月半(提出内容に誤りがない場合)お待ちいただきますようお願いいたします。
27	振込	振込のお知らせは来ますか。	振込に当たり、交付決定通知書を郵送いたします。
28	交付決定の取消し	給付金の交付後にサービス等を休止又は廃止した場合、給付金を返還する必要があるのか。	障がい福祉サービス等の休止又は廃止により当該サービス等の提供月数に変更が生じた場合、交付決定の全部又は一部取消しを行います。給付金の変更分は、市へ返還していただきます。